

名称		栗橋北二丁目地区地区計画			
位置		久喜市栗橋北二丁目の一部			
面積		約 3.9 ha			
地区計画の目標		<p>本地区は久喜市の北部に位置し、JR栗橋駅へ約900mの距離にあり、利根川右岸沿川の地区である。隣接する利根川は、首都圏を氾濫地域に持つ河川で、堤防強化対策により河川区域が拡大している。</p> <p>このような状況の中、市街化調整区域に逆線引きされる地区において、地域の歴史文化資源である八坂神社の保全と防災公園を整備するなかで、地区が適正かつ合理的な土地利用や地区施設の配置等により、健全な都市環境を保持していくことを目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	<p>本地区を2地区に区分し、各地区の特性に応じて計画的に土地利用を図る。</p> <p>(1) A地区 歴史文化資源を中心とする土地利用を誘導し、良好な都市環境の形成に努める。</p> <p>(2) B地区 災害時の防災拠点機能を持つ公園及び公共空地として整備・維持していく。</p>			
	地区施設の整備の方針	都市計画道路整備、堤防整備と合わせて主要区画道路、公園を整備する。			
	建築物等の整備の方針	目標とする土地利用にふさわしい街並み、良好な都市環境の形成を図り保全するため、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限並びに建築物の緑化率の最低限度を定める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	市道栗橋5号線 幅員 12.0m 延長 約300m		
		公園、緑地、広場 その他の公共空地	公園 面積 約5,000 m ²		
	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	
		区分の面積	約 0.5 ha	約 3.4 ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1. 神社</p> <p>2. 神社運営に係る者の住宅</p> <p>3. 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）</p> <p>4. 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要であると認めたもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1. 第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物</p> <p>2. 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要であると認めたもの</p>		
	建築物等の高さの最高限度	12m			
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根又は、外壁若しくはこれに代わる柱の面の色彩は、街並みに調和した落ち着いた色のある色彩とする。			
建築物の緑化率の最低限度	2/10				

